

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

株式会社ロジテムツムラはツムラグループの一員として、プリンシプル「順天の精神」、パーパス「一人ひとりの、生きるに、生きる。」および経営理念「自然と健康を科学する」のもと、企業使命「漢方医学と西洋医学の融合により世界で類のない最高の医療提供に貢献します」を果たすとともに、社会課題の解決と持続可能な社会の創造に貢献します。

○サステナビリティビジョン「自然と生きる力を、未来へ。」の実現に向けてツムラグループとして制定した「サステナビリティ憲章」の「3. 取引先の皆様への約束」に定めるとおり、取引先の皆様に尊重し、長期的な視野でパートナーシップに基づく共存共栄の実現に取り組みます。また、公正で自由な競争を通じ、自社製品の適正な取引と流通を行うとともに、責任ある調達を行います。

○その他制定したツムラグループにおける個別方針「ツムラ環境基本理念・方針」「ツムラ人権方針」等を遵守し行動します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を尊重して取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

当社は「ツムラグループ知的財産基本方針」に基づき、取引先を含む他社の知的財産を尊重します。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年7月12日

株式会社ロジテムツムラ

代表取締役社長 堀部 由政